

くらしの安心情報

情報ファイル NO.238

令和4年5月10日

事業者から「電気料金が安くなる。アパート全体で変更になる」等と言われ、申込書類に名前等を記入したが、検針票を見たいと言われ不審だ…。

相談内容

【相談者 20代 女性】

アパートで一人暮らしをしています。突然、事業者が訪問し、「電気料金が安くなる。アパート全体で変更になる。大家さんも了解している」と言われたので、よくわからないまま申込確認書類に名前や住所、電話番号等の個人情報を記入しましたが、「検針票を見せてほしい」と言われ、不審になりました。契約したくないのですが…。

対処方法

訪問してきた事業者から、「電気料金が安くなる」「マンション(アパート)全体で変更になる」などと説明され、電力の契約を迫られたという相談が寄せられています。

- ・相談者には、早急に事業者に連絡し、契約しないことと、個人情報を削除してほしいことを申し出るよう助言しました。
- ・「大手電力会社からの委託」と言われても、全くの別会社があります。事業者の社名・連絡先や電力契約をどこと結ぶのかを必ず確認してください。
- ・契約プランによっては、電気料金が高くなる可能性もあります。現在の契約と必ず比較しましょう。
- ・「マンション(アパート)全体で変更になる」「大家さんも了解済み」等と言われても、管理会社や大家さん等に事実かどうか確認しましょう。
- ・検針票には、契約者の個人情報や電力契約の切り替えに必要な顧客番号などが記載されており、電力契約手続きができてしまうので取扱いには十分注意しましょう。
- ・もし、訪問を受けて契約した場合でも、クーリング・オフ^()ができます。
() 訪問販売では、契約書面を受け取った日から8日以内であれば無条件で契約解除できます。
- ・令和4年4月からの成年年齢引下げにより、18歳になれば契約が一人で行えるようになりました。一人暮らしなど新生活を始めた方は、特に注意してください。

不審に思ったり、万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631
076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)
高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)
FAX: 0766 - 25 - 2890